

## 公立大学法人役員報酬規程の改定について

### 1. 変更理由

福岡県公立大学法人の役員報酬の算出根拠となっている国家公務員の給与及び福岡県職員の給与が改定されたため、各大学において役員報酬規程の改定(平成22年12月)を行ったもの。

#### ○「一般職の職員の給与に関する法律」(国家公務員)の一部改正(平成22年11月30日公布)

別表第11 指定職俸給表(部分)

※俸給月額引下げ(△0.2%)

号俸	改正前	改正後 (H22.12.1施行)	改定額	改定割合
3	840,000	838,000	△ 2,000	99.76%
4	919,000	917,000	△ 2,000	99.78%

…… 副理事長の報酬基礎額

…… 理事長の報酬基礎額

#### ○「福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」の一部改正(平成22年12月7日公布)

※期末手当の支給月数の引下げ(△0.15月)

改正前		改正後(H22.12.7施行)		改正後(H23.4.1施行)	
6月期	1.45月	6月期	1.45月	6月期	1.40月
12月期	1.65月	12月期	1.50月	12月期	1.55月
計	3.10月	計	2.95月	計	2.95月

### 2. 変更内容

区分	改正前			改正後			改定額		
	年棒額	内 訳		年棒額	内 訳		年棒額	内 訳	
		基本年俸	業績年俸		基本年俸 (H23.1.1施行)	業績年俸 (H23.4.1施行)		基本年俸	業績年俸
理事長	15,159,000	11,028,000	4,131,000	14,927,000	11,004,000	3,923,000	△ 232,000	△ 24,000	△ 208,000
副理事長	13,856,000	10,080,000	3,776,000	13,641,000	10,056,000	3,585,000	△ 215,000	△ 24,000	△ 191,000
常務理事	6,800,000	4,800,000	2,000,000	6,800,000	4,800,000	2,000,000	0	0	0

※理事長・副理事長の年俸の算出内訳

	改正前			改正後		
		理事長 (4号俸)	副理事長 (3号俸)		理事長 (4号俸)	副理事長 (3号俸)
基本年俸	年俸基礎額(給料月額) A	919,000	840,000	年俸基礎額(給料月額) A	917,000	838,000
	年額(A×12月) B	11,028,000	10,080,000	年額(A×12月) B	11,004,000	10,056,000
業績年俸	職務加算(A×20%) C	183,800	168,000	職務加算(A×20%) C	183,400	167,600
	管理職加算(A×25%) D	229,750	210,000	管理職加算(A×25%) D	229,250	209,500
	業績年俸(A+C+D)×3.1月	4,131,000	3,776,000	業績年俸(A+C+D)×2.95月	3,923,000	3,585,000

### 3. 平成22年12月に支給する業績年俸に関する特例措置

平成22年12月に支給する業績年俸の額については、①「改正後の支給月数で算定した業績年俸の額」から、②「平成22年4月から12月までの公民給与較差に相当する調整額」を減じた額とする。

①改正後の支給月数で算定した業績年俸(平成22年12月に支給する業績年俸を算出するための基準となる額)

		理事長	副理事長
基本年俸	年俸基礎額(給料月額) A	919,000	840,000
	年額(A×12月) B	11,028,000	10,080,000
業績年俸	職務加算(A×20%) C	183,800	168,000
	管理職加算(A×25%) D	229,750	210,000
	業績年俸(A+C+D)×2.95月 ①	3,932,000	3,594,000

②平成22年4月から12月までの公民給与較差に相当する調整額(次に掲げる額の合計額)

- ・平成22年6月に支給された業績年俸の額
- ・平成22年4月に支給された基本年俸額の12分の1(月額)×0.19/100×9(4月～9月)
- ・平成22年6月に支給された業績年俸の額×0.19/100
- ・(改正後の支給月数で算定した業績年俸①－平成22年6月に支給された業績年俸の額)×0.19/100

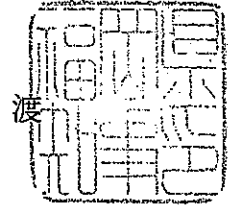
調整額

①－②＝平成22年12月に支給する業績年俸

22学第 1705 号  
平成23年 3月31日

福岡県公立大学法人評価委員会  
委員長 齋藤 寛 様

福岡県知事 麻 生



公立大学法人の役員報酬の支給基準の変更について（通知）

このことについて、公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学から別添のとおり届出がありましたので、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する第49条第1項の規程に基づき、通知します。